

清須市選挙管理委員会告示第 号

清須市公職選挙管理規程の一部を改正する告示

清須市公職選挙管理規程（平成17年清須市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 清須第2 投票区の項中「、西枇公団」を削り、同表清須第4 投票区の項中「三菱住宅」の次に「、清須社宅」を加える。

附 則

この告示は、令和6年12月27日から施行する。